

総括

尹 龍澤

本日は最後までお付き合い頂きまして、有難うございます。私が想像していた以上に活発な討論を行うことができ、本当に嬉しく思っております。

「国家」という言葉を誰が作ったのか、私は知りませんが、本日のシンポジウムは、まさに韓国における「国と家」についての深い考察を通じて、韓国社会の今の姿を浮かび上がらせることができたのではないのでしょうか。立憲主義と民主制、それは両立可能なのか、どちらに重点を置くべきか。代議制民主主義の機能障害の問題、これを裁判所は補完すべきか、否か。更には韓国社会の抱える課題も浮き彫りになりました。

韓国については「圧縮成長」ということがしばしば言われます。植民地、最貧国から今や先進国へと一気に駆け上がってきたために、社会に様々な歪みが生じております。その中で家族も大きく変わってきています。私も、かつてソウルから釜山まで高速道路を走った時、車窓から見える墓の多さに驚き、「このまま墓が増えたら大変なことになるなあ」と思ったことがありました。当時の韓国は、儒教の影響もあって、ほぼすべてが土葬で、土饅頭型の墓が次々と作られていました。そこで、土地関係の専門家たちの間では、このままでは国土が全て墓地になってしまうのではないかと心配し、その規制について真剣に議論がなされていました。これは1970年代から80年代のことです。しかし、歴史と文化に深く根ざしたものだけに、永遠に変わらないと思われた韓国の土葬文化も、土地の不足や墓地の維持の困難さなどがあったにしろ、2000年代に入るとあっという間に土葬から火葬に変わりました。それどころか、病院の隣に大きなセレモニーホールが出来ています。日本人の感覚からすると、ここまで合理的になり得るのかと思うくらい合理的です。こういうふうには、韓国では非常にドラスティックに社会が変わっています。そうした社会の変化の一端も本日の報告を通じて知ることができたのではないかと思います。

最後になりましたが、今回、このような貴重なシンポジウムの機会を提供していただいた専修大学法学研究所の皆さまに心より御礼申し上げます。また次回、何らかの企画を立てることができましたら、幸いに存じます。私のご挨拶は以上でございます。有難うございました。

中川：では最後に主催者を代表いたしまして、森川幸一法学研究所所長よりご挨拶を頂きます。